

2024 年 10 月 24 日

学校法人 和洋学園

アセットオーナー・プリンシプルの取組状況・方針

「アセットオーナー・プリンシプル」（2024 年 8 月 28 日付 内閣官房）に定める原則に関して、原則 1～4 の受け入れを表明する。原則 5 については、本学園の資金運用の現状から対象外と認識している。本学園の取組状況・方針は以下のとおりである。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

補充原則

1-1. アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。

➤本学園では「和洋学園資金運用規程」（以下「規程」という。）を定め、資金を安全かつ有効に運用し、その収益を安定的に確保することによって、本学園の持続的な発展に資することを目的にしている。

➤本学園の資金運用の受益者は、本学園が取り組んでいる教育・研究・地域社会貢献活動に関わる全てのステークホルダー（現役世代のみならず将来世代を含む）であると捉えて資金運用を行っている。

1-2. アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの能力・規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できるリスク等といった運用目標を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合（基本ポートフォリオ）、リスクに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。

➤本学園では規程により運用の原則を定めているほか、資金運用会議において許容できるリスクの範囲、資産構成割合（基本ポートフォリオ）について、経済・金融環境等を踏まえて定期的な見直しを行い、具体的な運用方針を決定している。

1-3. アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続に基

づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。

➤本学園では運用の基本方針を規程に定め、その下で毎年度の運用計画について資金運用会議の決定を経て理事会に報告し承認を受けている。

➤資金運用会議は、理事長及び理事長から指名された構成員（常務理事、外部理事（財務担当）、監事、事務局長、経営管理部長、経理課長）から成り、原則として毎月 1 回定期的に開催し、資金運用に関する計画・実行の検討及び運用計画・具体的な運用方針の決定を行っている。

➤また、具体的な資金運用の決定に当たっては、理事長は案件ごとに専門家である外部理事（財務担当）を中心とする資金運用会議の構成員から意見を聴取のうえ、その可否を判断している。なお、理事長は規程に基づき 6 か月ごと毎に資金運用状況を理事会に報告している。

1-4. アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。

➤本学園では、原則として毎月 1 回開催する資金運用会議において、国内外の金融・経済情勢や金融・財政政策の動向、学園が保有する金融商品の特性（安全性、流動性、収益性）等を勘案し、必要に応じて運用方針の見直しを行っている。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

補充原則

2-1. アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべきである。その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。

➤本学園では、その運用規模や安全性を重視した運用実態等に鑑み、資金運用のみを行う

組織や職務は置かず、規程により資金運用の担当部署を経理課と定めている。理事長は資金運用に係る運用方針や具体的な運用の決定について、専門家である外部理事（財務担当）も参加する資金運用会議で十分な検討を行ったうえで可否を決定している。なお、資金運用担当者の運用ノウハウ向上のため、外部セミナーへの参加等を通じた研修の機会を提供するよう努めている。

2-2. アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・OCIO・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

➤理事長は資金運用を行うにあたり、専門家である外部理事（財務担当）が参加する資金運用会議を原則として毎月 1 回定期的に開催し、具体的な投資案件の判断については、資金運用会議で決定した方針の範囲内であることを確認のうえ、資金運用会議の構成員間で情報共有し、外部理事（財務担当）の助言を踏まえて決定している。

➤なお、現在は外部理事（財務担当）のアドバイスを受けつつ、資金運用会議で証券会社・アセットマネジメント会社・銀行等の情報を踏まえて議論し決定を行っているが、今後は資金運用のさらなる高度化のため、外部専門家をアドバイザーとして資金運用会議の構成員に加える方針で準備を進めている（2025 年 4 月実施予定）

原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

補充原則

3-1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべきである。

➤本学園では、現状、資金運用の外部機関への委託は実施していない。なお、資金運用を行うに当たっては、複数の金融機関からの提案を受け、金融商品の個別条件及びリスク・リターンの状況等を勘案し、投資の判断を行っている。

3-2. アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理

を実施すべきである。その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、VaR 等の定量的なリスク指標も踏まえながら、ストレステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。

➤本学園では、資金運用に当たっては、安全性を重視し、流動性・収益性を併せて考慮に入れた運用を基本とし、信用リスク・マーケットリスクについてはできる限り分散を図る方針で臨んでいる。

➤なお、リスク管理体制としては、原則として毎月 1 回開催する資金運用会議で保有金融資産のリスクの現状評価を行っているほか、保有資産の時価が同会議で定めた基準を超えて下落した場合には、臨時資金運用会議を開催して、その原因・今後の見通しを確認のうえ、必要に応じて対応措置を講じることとしている。

3-3. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成に資する観点から判断すべきである。その際、1つの金融機関等のみに運用を委託することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみで同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

➤本学園では、現状、資金運用の外部機関への委託は実施していない。また、資金運用に当たっては、特定の金融機関に取引残高が偏重しないよう分散を心掛けているほか、リスク分散の観点から資金運用会議において債券投資における 1 発行体当たりの購入限度額等のルールを定めている。

3-4. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。

➤本学園では、現状、資金運用の外部機関への委託は実施していない。

3-5. アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必要に応じて見直すべきである。

➤本学園では、現状、資金運用の外部機関への委託は実施していない。

原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

補充原則

4-1. アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダーを検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報を適切な方法で提供すべきである。その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。

➤本学園では、毎年公表している事業報告書において資金運用状況に関する説明を行う等、幅広いステークホルダーへの情報提供に努めている。また、千葉県が発行するサステナビリティボンドへの投資等、地域貢献に関連する投資をホームページで公表する等の取り組みも継続していく方針である。

4-2. アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。

➤資金運用の方法や特色は学校法人ごとにそれぞれ異なっており、単純比較することは難しいと思われるが、同一規模の学校法人の公表データ等を収集し比較すること等を通じ、できる限りステークホルダーに分かりやすい情報発信を行うよう努めていきたい。

原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

➤本学園では 100%出資の完全子会社を保有しているが、保有目的は資金運用のためではない。それ以外の個別企業への出資、株式投資は行っていないため、原則 5 の受け入れに関しては対象外と認識している。

補充原則

5-1. アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである（スチュワードシップ責任）。スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、

自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリング）を行うことも選択肢として考えられる。

5-2. アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI（責任投資原則）に署名することも考えられる。